

「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」への対応

原則 1（品質の確保）

ESG評価・データ提供機関は、提供するESG評価・データの品質確保を図るべきであり、このために必要な基本的手続き等を定めるべきである。

指針（必要な措置）	当社の対応
1. ESG 評価・データの策定・提供については、合理的に入手が可能と考えられる情報を詳細に分析し、これを行うよう、必要な手続き等を定めること	当社は、「投資助言業務におけるサステナビリティ定量評価スコアの提供（以下、投資助言関連ESG評価）」、および「株式ファンド評価の一つの手法として当該ファンドの保有銘柄からファンド（全体）のESG評価スコアを算定する情報提供（以下、ファンド関連ESG評価）」を行っています。 （以下、「投資助言関連ESG評価」と「ファンド関連ESG評価」を総称して「ESG評価」といいます） これらの業務について、品質確保の観点から、社内手続き等を定めています。
2. 質の高いESG 評価・データを提供するための組織横断・継続的に適用される手法を定め、これを、機密性・知的財産等に配慮しつつ、開示すること	当社は質の高いESG評価にかかる情報提供を行うため、組織横断的・継続的に適用される手法を定め、その基本的な内容を当社のウェブサイトの開示しています。 https://www.mizuohobank.co.jp/fintec/news/esg_code_of_conduct.html
3. 定めた手法等が組織横断的に一貫して適用されるよう、組織内での浸透を図るほか、適切な体制の下で横断的な検証を行いつつ、知見を蓄積・共有する等の工夫を行うこと	当社は統計・数値処理を用いてESG評価を行っており、組織横断的に一貫したデータ処理の手法を適用しております。ESG評価に従事する担当者間でデータ処理手法を共有、検証を行うことで、知見の蓄積・共有を進めています。
4. 上記のとおり定めたサービス提供手法について、定期的に、評価結果との間に乖離がないか等を確認し、必要がある場合には改善を図ること（評価に係るPDCA サイクルの実践）	当社では、上記のとおり定めたESG評価業務に関する手続やデータ処理手法について、必要に応じて見直しを行い、継続的な改善を図っています。
5. ESG 評価手法・データを継続的に管理し、定期的に検証又は更新し、データの取得・更新時期（通常いつ取得・更新するか等）を開示すること（ESG 評価・データの基となる評価・データ項目が多岐に渡る場合は、利用者ニーズも踏まえた重要性や有用性を鑑みて対象を集約又は限定するなど、合理的な範囲・方法で対応すること）。	当社はESG評価手法を継続的に管理し、定期的に検証又は更新しています。当社のESG評価業務の基となるデータ項目は多岐に渡るため、情報提供先のニーズを踏まえ、重要性や有用性を考慮しつつ、個別にデータの取得・更新時期の開示要否を判断します。
6. ESG 評価・データ提供機関がESG 評価・データ提供サービスを外部に委託する場合には、委託の内容の重要性に応じて必要に応じ上記 1. から 5. に相当する内容を委託先に求めるなど、委託先も含めてESG 評価・データの品質を確保するために必要な措置を講じること	当社はESG評価業務を外部に委託する場合には、委託内容の重要性に応じて、必要に応じ上記 1 から 5 に相当する内容を委託先に求める手続きを定め、委託先も含めてESG評価業務の品質を確保します。

「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」への対応

原則 2（人材の育成）

ESG 評価・データ提供機関は、自らが提供する評価・データ提供サービスの品質を確保するために必要な専門人材等を確保し、また、自社において、専門的能力の育成等を図るべきである。

指針（必要な措置）	当社の対応
1. 適切な評価・データの提供を行うための必要な情報を収集・分析し、意思決定を行うために必要な専門的人材や技術を保持すること	当社はESG評価およびESGに関する提案に必要な情報を収集・分析し、評価または提案を行うために必要な専門的人材や技術を保持しています。ESG関連市場の規模の拡大に対応すべく、専門的な知見を有する人材の社内での育成及び外部からの採用を進めています。
2. 特に、ESG 評価・データの提供に携わる人材が、専門的・職業的な知見を有し、誠実に職務を遂行するよう、必要な措置を講じること	当社はESGに関する業務の従事者が専門的・職業的な知見の維持・向上を図ることを目的に社内勉強会を実施しているほか、専門的・職業的な知見を用いて誠実に職務を遂行するよう、社内外での研修機会を与える等の必要な措置を講じています。
3. 専門的・職業的な評価を行い、質の高い評価・データの提供に取り組む人材が的確に評価されるよう、人事評価のあり方を検討すること	ESG評価に関する業務の従事者の人事評価は、質の高い評価手法やデータ処理に加え、ESG評価に関連した技術向上への取り組みや社会課題解決に向けた貢献等に重点を置いて決定しております。
4. 人材の確保・育成が、質の高い評価を継続していく上で重要であることを、ESG 評価・データ提供機関の経営者が認識し、このために必要な対応を講じること	当社の経営者は、人材の確保・育成が質の高いESG評価・提案を継続していく上で重要であることを認識し、上記に記載した対応を講じています。

「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」への対応

原則 3（独立性の確保・利益相反の管理）

ESG 評価・データ提供機関は、独立して意思決定を行い、自らの組織・オーナーシップ、事業、投資や資金調達、その他役職員の報酬等から生じ得る利益相反に適切に対処できるよう、実効的な方針を定めるべきである。

利益相反については、自ら、業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又はリスクを適切に管理・低減するべきである。

指針（必要な措置）	当社の対応
1. 提供するサービスに関して、自らの組織・従業員が行う評価・分析に影響を与え得る利益相反の可能性を特定し、その上で、これらを回避し、又は適切に管理・低減するための実効的な方針を定め、開示すること	当社は、個別企業毎の定性的判断を行わず、統計・数値処理を用いて定量化したESG評価による情報提供を行っています。定量評価にあたっては、当社内で定めた手続きに則り処理することとしております。 また、利益相反が生じ得る局面を類型化の上特定し、その上で、これらを回避し、又は適切に管理・低減するための実効的な方針を、指針 2 乃至指針 6 に記載の通り定めています。
2. ESG 評価・データの対象となる企業とその他のビジネス関係により、ESG 評価・データが影響を受けないことを確保するため、営業と評価の担当・部門間のファイアウォールを構築するなど、適切な手段を講じること	当社は、ファンド関連ESG評価については他のビジネス関係により、ESG評価や評価モデルが影響を受けることのないよう、ESG評価を行う部門と営業を行う部門と分離しています。 また、投資助言関連ESG評価においては、ESG評価の提供は、投資助言の不可分な一部を構成するものとして実施しており、また、助言先であるファンドマネージャーと当社の投資助言業務担当者との間でのESGスコアを活用した戦略の議論にも用いることが不可欠であることから、投資助言を担う部門内において分離は行いませんが、金融商品取引業関連の法令諸規則に則り弊害防止措置に留意した運営を行うとともに、業務の客観性・中立性を確保する観点から、情報提供に利用するESG評価モデルの新規開発・変更を行う場合はその記録を残し、モニタリングを行う等適切性を確認する運営としています。
3. アンケート調査等に基づき評価等を提供する場合について、調査等が不合理に著しく複雑又は理解しづらい場合に、調査等を理解し的確な回答を行うには事実上自らの有償サービスを利用する必要がある、といったことがないよう、調査やサービスの内容・構成について、留意すること	当社におけるESG評価業務は開示情報等に基づく定量評価を行っており、アンケート調査等に基づく評価は実施しておりません。

「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」への対応

原則 3（独立性の確保・利益相反の管理）

指針（必要な措置）	当社の対応
4. 自らの職員が、ESG 評価・データ提供サービスと利益相反が生じ得る有価証券取引やデリバティブ取引を行わないよう、適切な手段を講じること	当社は投資助言やESG評価を行う役員・社員に対し、当社サービスとの利益相反を惹起する有価証券取引やデリバティブ取引を禁止しています。
5. 自らの職員に関して、適切な業務・報酬体系を整備し、ESG 評価・データ提供サービスに係る潜在的な利益相反を回避し、又はリスクを適切に管理・低減を図ること。例えば、必要に応じ ESG評価・データサービスの営業を担当する職員と別に評価等を行う職員を割り当てること	当社は、ファンド関連ESG評価についてESG評価を担う部門と、営業を担う部門とを分離しており、ESG評価を担う部門は、手数料交渉に関与しません。また、投資助言関連ESG評価については、投資助言を担う部門内において分離は行いませんが、金融商品取引業関連の法令諸規則に則り弊害防止措置に留意した業務運営を行うとともに、業務の客観性・中立性を確保する観点から、情報提供に利用するESG評価モデルの新規開発・変更を行う場合はその記録を残し、モニタリングを行う等適切性を確認する運営としています。ESG評価に従事する社員の人事評価は、ESG評価業務の品質向上への取組みや案件の難易度・先進性等に重点を置いて決定しています。
6. 評価等の対象となる企業との間に存在する既存のビジネス関係が、評価に影響を与えないようにするために適切な措置を講じること	指針 2 にて記載した通り、当社は、ファンド関連ESG評価については他のビジネス関係により、ESG評価や評価モデルが影響を受けることのないよう、ESG評価を行う部門と営業を行う部門と分離しています。また、投資助言関連ESG評価においては、投資助言を担う部門内において分離は行いませんが、金融商品取引業関連の法令諸規則に則り弊害防止措置に留意した運営を行うとともに、業務の客観性・中立性を確保する観点から、情報提供に利用するESG評価モデルの新規開発・変更を行う場合はその記録を残し、モニタリングを行う等適切性を確認する運営としています。
7. 発行者負担モデルについては、評価対象となる企業から報酬を受け取るものであり、この点について利益相反を回避するための詳細な手続きを実施すること	当社は ESG評価を購買者負担モデルのみで提供しています。
8. 同一の機関において、購買者負担モデル、発行者負担モデル、モデルの双方のサービスを提供する場合には、この点を踏まえた利益相反の防止のための適切な措置を講じること	当社は ESG評価を購買者負担モデルのみで提供しています。当社のESG 評価のサービス概要等はウェブサイトに掲載しています。 https://www.mizuhobank.co.jp/fintec/news/esg_code_of_conduct.html

「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」への対応

原則 4（透明性の確保）

ESG 評価・データ提供機関は、透明性の確保を本質的かつ優先的な課題と認識して、評価等の目的・基本的方法論等、サービス提供に当たっての基本的考え方を一般に明らかにするべきである。

また、提供するサービスの策定方法・プロセス等について、十分な開示を行うべきである。

指針（必要な措置）	当社の対応
1. 知的財産権等への必要な配慮は行いつつも、本質的かつ優先的な課題と認識して、自らのサービスに係る透明性を確保すること	当社は透明性の確保が本質的かつ優先的な課題であると認識しており、提供するサービスの概要、評価方法、評価プロセス等を当社のウェブサイトの開示しています。
2. ESG 評価・データ提供サービスの利用者が、当該評価等が何を捉えることを目的とし、どのようにこれを計測するのかなど、評価等の基本的内容を理解できるよう、評価等の目的・基本的方法論を含むサービス提供に当たっての基本的考え方を開示すること	当社は提供するESG評価サービスの基本的内容と評価方法をウェブサイトの開示しています。 https://www.mizuhobank.co.jp/fintec/news/esg_code_of_conduct.html
3. 評価内容等がどのように決定されるか、利用者・評価対象の企業が基本的な仕組みを理解できるよう、評価等の策定方法・プロセス等について、重要な変更があった場合にはその旨を含め、十分な情報を開示すること。また、窓口を通じ、評価対象となった企業から問合せ等があった場合には、可能な範囲で丁寧な説明を行うこと	当社はESG評価の情報提供者に対し、評価がどのように決定されるのかを理解できるよう、評価方法等を説明しています。評価に関する資料には担当名と問い合わせ窓口を記載し、情報提供先からの問い合わせに対しては、担当者から、可能な範囲で丁寧に説明しています。
4. ESG 評価・データの策定に利用した情報源を開示すること。特に、推計データを用いる場合には、その旨及び推計の基本的方法を開示すること。いずれの場合においても、情報源等が多岐に渡る場合は、重要性や有用性を鑑みて対象を集約又は限定するなど、合理的な範囲・方法で対応すること	当社が提供するESG評価において利用する情報は、企業等のホームページに公表される情報等となりますが、情報源は多岐に渡るため、情報提供先のニーズを踏まえ、情報源の開示対象はその重要性及び有用性に鑑みて決定しております。 なお、データが存在しない企業についてはデータの特性および情報提供先のニーズを踏まえて企業の業種特性等により補完し評価を行うことがあります。

「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」への対応

原則 4（透明性の確保）

指針（必要な措置）	当社の対応
5. 評価の目的・考え方・基本的方法論の具体的項目として、例えば、以下のような事項を、まとめてわかり易く開示すること。各社の状況や項目の重要性・有用性等を鑑みて対象を集約又は限定するなど、合理的な範囲・方法で対応すること ・ ESG 評価・データの目的、考え方、計測の趣旨 ・ 評価手法の具体的内容（具体的な評価の基準、評価で重要となる指標やウェイト、評価の対象事業・企業、その他の評価結果の差異に大きくつながり得る手法の内容） ・ 評価のプロセス（評価の手続き、手順、けん制やモニタリング等） ・ 評価結果の具体的な説明が可能な窓口 ・ 評価の基となる情報源や、推計データの利用についての方針と利用の状況、評価で特に重要となるデータの更新時期・推計手法 ・ 評価全体について、実施時期、データの作成・利用・更新時期 ・ 評価手法を更新した際の変更点、とりわけ、自らPDCA サイクルを経て改善を図った事項があればその旨・理由	当社のESG評価の目的、考え方、基本的方法論に関して、以下のような事項を当社のウェブサイトを開示しています。 ・ 提供するサービスの概要 ・ 業務内容に応じた評価方法 ・ 評価プロセス（評価の基となる情報の収集方法）

「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」への対応

原則 5（守秘義務）

ESG 評価・データ提供機関は、業務に際して非公開情報を取得する場合には、これを適切に保護するための方針・手続きを定めるべきである。

指針（必要な措置）	当社の対応
1. 守秘を前提として ESG 評価・データサービスに関して提供された情報を保護するための方針・手続きを定め、開示・実施すること	当社は業務上使用する情報の取り扱いについて「情報管理」に係る規程類を定めています。また、守秘を前提として提供された情報を「機密情報」として管理しており、その取り扱い等についても「情報管理」に係る規程類にて定めています。ESG 評価に係る社員は、ESG評価業務を通じて知り得た情報を当該規程に基づいて管理・保護します。 機密情報の管理の概要をまとめた ESG評価業務に係る「機密情報の取り扱い」を当社のウェブサイトの開示しています。 https://www.mizuhobank.co.jp/fintec/news/esg_code_of_conduct.html
2. 守秘情報について、特段の取決めがない限り、提供目的に沿って、ESG 評価・データサービス以外に使われることがないよう、方針・手続きを定め、開示・実施すること	当社は守秘情報を、原則として ESG評価を公正かつ的確に遂行する目的のみ利用することを社内規程に定めています。 機密情報の管理の概要をまとめた ESG評価業務に係る「機密情報の取り扱い」を当社のウェブサイトの開示しています。 https://www.mizuhobank.co.jp/fintec/news/esg_code_of_conduct.html

「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」への対応

原則 6（企業とのコミュニケーション）

ESG 評価・データ提供機関は、企業からの情報収集が評価機関・企業双方にとって効率的となり、また必要な情報が十分に得られるよう、工夫・改善すべきである。

評価等の対象企業から開示される評価等の情報源に重要又は合理的な問題提起があった場合には、ESG 評価・データ提供機関は、これに適切に対処すべきである。

指針（必要な措置）	当社の対応
1. アンケート調査等を通じて、評価対象となる企業から情報を収集する場合、収集時期を十分前に当該企業に伝達することとし、依頼を行うに当たっては、公開情報や過去に提出を受けている情報等の既に知り得た情報が利用可能で、また適切な場合には、評価機関等においてこれらを事前に入力した上で、企業に確認を求めること	当社では開示された情報をもとに統一的な統計・数値処理を用いて中立的かつ客観的なESG評価を行っているため、アンケート調査等を通じて企業から情報を収集は行っておりません。
2. 企業が ESG 評価・データ提供に関して問合せ、問題提起を行うことが出来る統一的な窓口を設置し、対象企業に伝達する、もしくはわかり易い形で掲示しておくこと	当社は、当社サービスに関して問合せ、問題提起を行うことが出来る統一的な窓口を設置し、ウェブサイト内に掲示しています。
3. 自らの評価手法や顧客対応の方針等を踏まえて、ESG 評価・データを開示するに際しては、可能な限り、速やかに当該評価・データの重要な情報源について評価対象企業に通知又は周知し、評価対象の企業がこれらに、事実誤認などの重大な欠陥がないかを確認する時間的猶予を、確保すること	当社は、特定の投資家や金融機関等に対し、開示された情報をもとにした統一的な統計・数値処理を用いて中立的かつ客観的なESG評価の提供を行っています。かかるサービスの特性上、ESG評価を評価対象企業に開示することは想定しておりませんが、情報提供先等から評価・データの情報源について重要又は合理的な問題提起があった場合には、適時・適切に対処します。

「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」への対応

原則 6（企業とのコミュニケーション）

ESG 評価・データ提供機関は、企業からの情報収集が評価機関・企業双方にとって効率的となり、また必要な情報が十分に得られるよう、工夫・改善すべきである。

評価等の対象企業から開示される評価等の情報源に重要又は合理的な問題提起があった場合には、ESG 評価・データ提供機関は、これに適切に対処すべきである。

指針（必要な措置）	当社の対応
4. ESG 評価・データの対象となる企業から、評価・データの情報源について重要又は合理的な問題提起があった場合には、自らの評価手法や顧客対応の方針等を踏まえて、少なくとも根拠となる重要なデータの正確性を企業が確認することを許容し、誤りがあれば訂正するなど、適時・適切に対処すること	当社は、指針 3 に記載のとおり、情報提供先等から、評価の情報源について重要又は合理的な問題提起があった場合には、適時・適切に対処します。
5. ESG 評価・データ提供機関として、自らの提供する評価・データについて、評価等の対象企業と通常どのように関わるかに関する「対話の手順」を開示すること。当該手順には、状況変化による柔軟性も確保しつつ、評価対象の企業にいつ情報提供を依頼するのか、対象企業はいつ何について確認を行うことができ、課題等がある場合にはどのように問題提起を行うことが出来るか、評価機関等は問題提起に対してどう対応し得るか、といった内容を含めること	
6. 自らの評価手法や顧客対応の方針等の下で、利益相反等にも留意しつつ、可能な限り、企業との間で、建設的な対話を行うこと（例えば、評価結果のフィードバック等）	